

令和2年山辺町農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 10時00分～10時45分

2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室(1)

3. 出席委員(8人)

1番	岡崎 政志	2番	鈴木 正志
3番	齋藤 榮	4番	佐藤 るみ子
5番	多田 秀逸	6番	渡邊 秀彦
7番	多田 美幸	8番	江口 順市

4. 欠席委員(0人)

5. 職務により総会に出席した町職員の職氏名

農村整備係長 武田 忍

6. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 佐藤 英敏 主事 木村 健太

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第24号 山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について

報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について

報告(2) 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長の専決処分について

①農地法第5条第1項第7号の規程による農地転用届出書の受理について

報告(3) 農地改良届出書の受理について

8. 会議の概要

会長 | ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第8回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。

事務局長 | はい。本日、出席委員は、8名中8名全員でありますので、山辺町農業委員会会議規則第6条の会議の成立に関しましては、会議開催に必要な定数に達しており、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、同規則第4条によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、江口会長より議事進行をお願いします。

議長 | それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、4番佐藤るみ子委員と5番多田秀逸委員よろしくお願ひします。  
これより、議事に入ります。議第23号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料3ページからご説明いたします。  
【議第23号、12番から14番を議案書をもとに朗読】  
以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

岡崎委員 (受付番号14番について状況説明)

鈴木委員 受付番号13番について、調整区域なのか。

事務局 市街化区域です。

鈴木委員 区画整理が行われてなぜこのような形で農地が残っているのか。

事務局 ちょうど農地の境目に擁壁が建っていて、それを境に農地が分断されています。なので、区画に合わせた形で所有者に農地が付き1区画になります。当時に相続関係でうまく所有権移転が行われず、今に至ったようです。

議長 その他何かございますか。無いようなので決を採ります。  
議第23号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。  
  
(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願ひします。  
次に、議第24号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。  
  
(武田係長着席)

事務局 はい。資料5ページにあります4件の農業振興計画の計画変更ということで、こちらに対します意見を農業委員会に求められています。詳細につきましては、農村整備係の武田係長より説明していただきます。よろしくお願ひします。

武田係長

【議第24号、1番から4番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

渡邊委員

④の案件はどのように建築なるのか。

武田係長

現在あるものを取り壊して一体となります。

鈴木委員

④は分筆なるのですか。

武田係長

分筆なります。

議長

他に何かございますか。無いようなので決を採ります。

議第24号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件について農業委員会の意見書を付してよろしく願います。

(武田係長退席)

議長

次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の7ページになります。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。

【報告(1)、23番から24番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

次に、「農地法第5条第1項第7号の規程による農地転用届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の 8 ページになります。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規程による農地転用届出書の受理について。

【報告（2）、3、4 番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

次に、「農地改良届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の 9 ページになります。農地改良届出書の受理について。

【報告（3）、4 番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

他に何かありますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。